

第5節 高齢者の権利擁護

1 高齢者虐待防止の推進

【現状・課題】

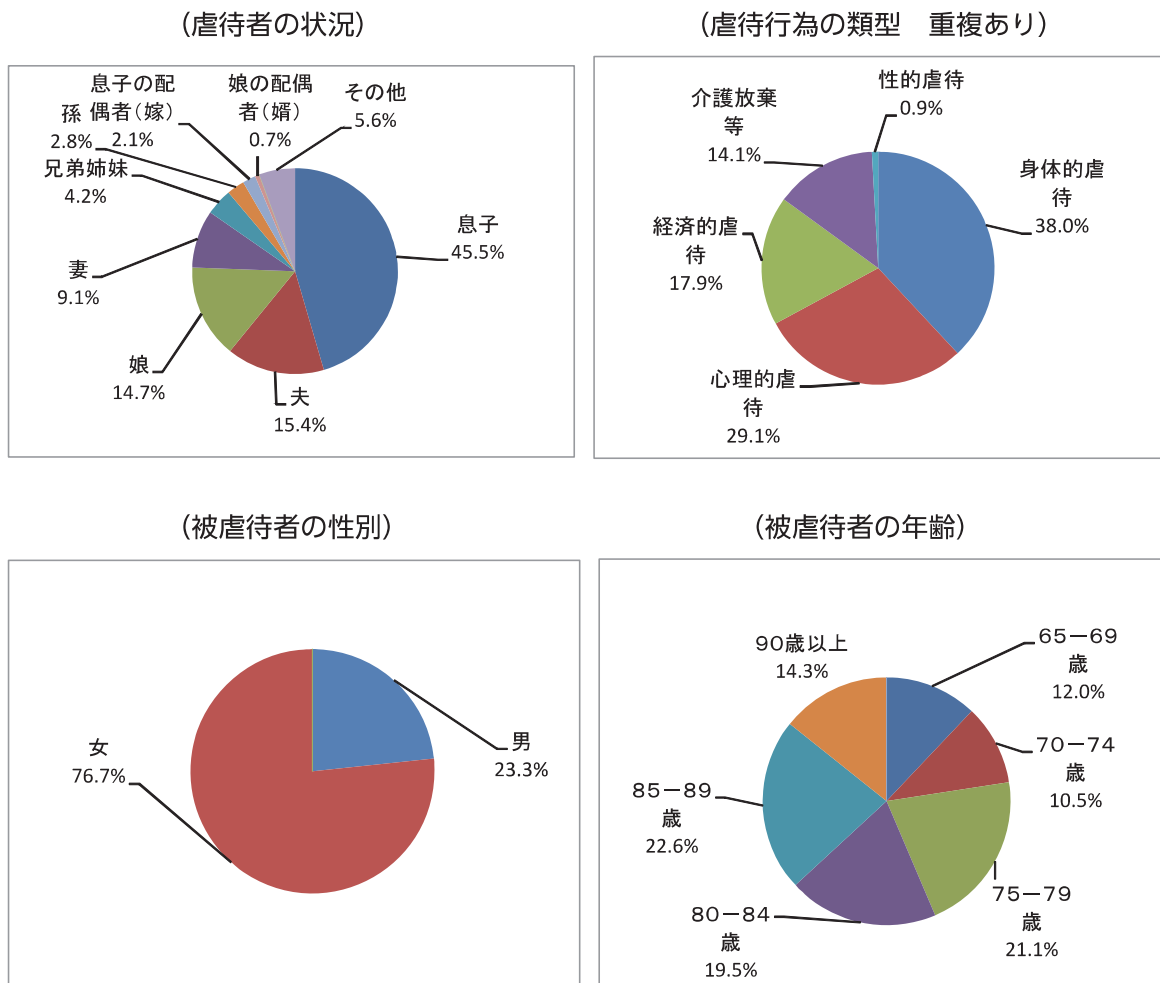
- 高齢者虐待が起こる背景には、介護疲れや経済的困窮、認知症の進行に伴う言動の混乱など、様々な要因が複雑に絡み合って発生します。平成25年度に市町村が高齢者虐待と判断した件数は、家庭内虐待132件、施設内虐待1件となっています。
- 家庭内虐待においては、息子、夫など男性介護者が虐待者になる割合が約6割を占め、虐待行為の種類としては、身体的虐待と心理的虐待が多く、複数の種類が同時に起こっている場合があります。
- また、虐待を受けた高齢者の約8割は女性で、年齢別で見ると80歳以上が過半数を占めています。
- 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査によると、虐待を受けた高齢者のうち、要介護認定を受けている人は約6割を占めており、そのうち何らかの認知症の症状がある高齢者が約7割となっていることから、認知症高齢者は虐待の被害を受けやすい傾向にあるといえます。
- 施設内虐待においては、虐待の背景として職員のストレスや、経験の少ない職員への教育支援の不足などがあり、高齢者への暴言や大声など心理的虐待につながっています。
- 高齢者虐待の相談対応・事実確認等、市町村による速やかな対応が求められています。

【図表3-5-1】市町村における相談・通報件数及び虐待件数の推移 (単位：件)

調査対象 年 度	家庭内虐待		施設内虐待	
	相談・通報件数	虐待判断件数	相談・通報件数	虐待判断件数
平成21年度	368	270	5	0
平成22年度	302	177	5	1
平成23年度	333	190	1	0
平成24年度	250	155	8	2
平成25年度	232	132	15	1

[県介護福祉課調べ]

【図表3-5-2】 本県の家庭内虐待の状況（平成25年度）



[県介護福祉課調べ]

【施策の方向】

県では、高齢者虐待を未然に防止するとともに早期発見から早期対応に結びつけるため、県民への普及啓発や、養介護施設従事者及び市町村職員等に対する各種研修を実施するとともに、認知症に関する正しい知識と理解の普及や介護する家族への支援等、認知症に関する各種施策と連携しながら、今後とも、市町村をはじめとする関係機関と連携し、高齢者虐待防止対策を推進します。

- 高齢者虐待の未然防止及び虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者の支援が適切になされるよう、市町村や地域包括支援センターの職員を対象とした研修の実施や情報提供に努め、市町村を中心に、地域包括支援センターの機能強化や地域の関係団体との連携体制（高齢者虐待防止ネットワーク）の構築・充実に努めるよう支援します。
- 養介護施設^{※1}等の職員に対する研修等を実施し、高齢者の権利擁護の視点に立った実践的かつ専門的な介護手法の修得や施設等における権利擁護の取組を支援します。

※1 養介護施設：老人福祉法上の老人福祉施設若しくは有料老人ホーム又は介護保険法上の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは地域包括支援センターをいう。

- 各種広報媒体や県が作成した高齢者虐待防止の手引を通じ、高齢者虐待防止に関する県民への普及啓発に努めます。
- 高齢者虐待防止対策の推進に当たっては、認知症施策と連携した取組に努めます。
- 県高齢者虐待防止推進会議の開催等を通じ、関係機関の連携による高齢者虐待防止対策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

2 日常生活の自立支援や成年後見制度の活用促進

【現状・課題】

- 高齢化の進行に伴い、認知症等により判断能力が十分でないため福祉サービスの利用手続や金銭管理等が難しく、日常生活に支障をきたしている事例が増えています。
- このため、福祉サービスの利用手続や日常的な金銭管理の援助、書類等預かりサービスなどを行い日常生活を支援するとともに、家庭裁判所が選任した法定後見人（保佐人、補助人）又は任意後見契約に基づく任意後見人が、本人に代わって不動産の処分等を含む法律行為を行うことができる成年後見制度の活用を促進する必要があります。
- また、成年後見制度における市町村長申立ての活用を促進するため、市町村と協力して、審判請求の円滑な実施に資するための相談体制整備等に努める必要があります。
- さらに、福祉サービスの利用契約の支援等を中心とした身上監護等の後見人には、弁護士などの専門職後見人ではなく、市民がボランティアとして後見活動を行う市民後見人の育成が喫緊の課題となっており、平成26年度現在、3市で市民後見人の育成に向けた取組を行っています。
- 今後は、日常生活の支援と成年後見制度の両者があいまって機能を果たすことにより、判断能力が十分でない方でも安心して生活できる仕組みを構築していく必要があります。

【図表3-5-3】福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）の実施状況（単位：件）

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実利用者件数	659	747	810	817

[県社会福祉課調べ]

【図表3-5-4】成年後見制度利用の市町村長申立ての状況（単位：件）

区 分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
鹿児島（家庭裁判所管内別）	10	12	25	22

[最高裁判所事務総局家庭局調べ]

【施策の方向】

- ア 福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）への支援
- 認知症高齢者などの判断能力が十分でない方が、住み慣れた家庭や地域で、自立した生活を送ることができるよう、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会においては、福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）を実施します。

イ 成年後見制度の活用促進

県では、家庭裁判所等と連携して、成年後見制度に関する情報提供や普及啓発を行うほか、市町村における以下の取組等を支援することにより、制度の活用促進を図ります。

(ア) 成年後見制度活用促進の取組

地域包括支援センターにおいて実施される成年後見制度活用のための業務

- a 成年後見制度の啓発及び活用促進
- b 成年後見制度の活用に関する判断
- c 成年後見制度の活用が必要な場合の申立て支援
- d 診断書の作成や鑑定に関する地域の医療機関との連携
- e 成年後見人等となるべき者を推薦できる団体等との連携

(イ) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用するための費用負担が困難な者に対して、市町村が申立費用や後見人への報酬の助成などを行う成年後見制度利用支援事業（地域支援事業）の実施

ウ 成年後見制度における市町村長申立ての活用の促進

成年後見制度の活用を図るため、市町村長申立てによる審判請求の実施に関し、助言その他の援助を行います。

エ 後見等の業務を適正に行うことのできる人材の育成及び活用

今後、親族等による成年後見が困難な高齢者や一人暮らしの高齢者が増加していく傾向が見られることから、福祉サービスの利用契約の支援等を中心に、成年後見の担い手として弁護士などの専門職による後見人だけでなく、それ以外の市民を含めた後見活動に係る体制整備が必要です。そのため、県では、市町村が主体となって行う市民後見人養成研修の実施や活動を支援する組織体制の整備について、市町村に対し支援を行います。

オ 福祉サービス利用支援事業と成年後見制度との相互連携

福祉サービス利用支援事業の利用者等が認知症の進行等により判断能力を有しなくなった場合には、成年後見制度等へ円滑に移行できるよう、また、成年後見制度利用者が必要に応じて福祉サービス利用支援事業を活用できるよう、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関の相互連携を促進します。